

啓発イベントを実施しました!

- 11月12日、エミフルMASAKIにおいて「地域へのおもいやり～地産地消～」をテーマに「おもいやり消費ランド」を開催し、約2,500人の方に参加いただきました。

【地域の産品を地域で消費する地産地消を身近に感じてもらうため県内の地域活動を紹介します】



- ① 今治高校 (里芋「焼かぐや」を使ったクッキーの企画・開発)
 - ② eワークえひめ (人と地域・コミュニティの再生～ことも食堂)
 - ③ 宇和島プロジェクト (愛煙の駒を食卓に)
 - ④ トークセッション (地域の産物とおもいやり消費)
- 12月3日・4日、男女共同参画フェスティバルに参加しました。pipiなるほどルームの見学のほか保冷剤を使った芳香剤や、ペットボトルのキャップを再利用したマグネットを作成していただきました。



出前講座・消費者教育(出前授業)など各種啓発活動を実施しています

- 出前講座
 - ・消費生活に関する出前講座を対面またはオンラインで実施しています。(学校、地域の集會、事業所等)



- 啓発チラシ「注意したい消費者トラブル」をリニューアルしました

- ・消費生活に関する出前講座を対面またはオンラインで実施しています。(学校、地域の集會、事業所等)
- ★消費生活相談について
- ★悪質商法の手口と対処法
- ★消費者を守る制度
- ★おもいやり消費
- ★エンカール消費
- ★体験テストなど



詳しくはこちら ▶



愛媛県消費生活センターについて、もっと詳しく知りたい!
▶ ホームページ「消費者情報プラザ」をご覧ください。
消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず相談しましょう!

いや や いや や

消費者ホットライン 188
高番なし

お近くの消費生活相談窓口をご案内
 居住地の郵便番号を確認して電話すると
 スムーズにおつなぎできます。



発行: 愛媛県民環境部県民生活局県民生活課 愛媛県消費生活センター
 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 〒791-8014 松山市山越町450番地
 TEL: 089-912-2336 TEL: 089-926-2603

※この冊子は愛媛県金融広報委員会の協力のもとで作成しています



消費生活センターでは、新たに新成人消費者啓発パンフレット、PR動画を作成しました!

昨年4月に成年年齢が引き下げられましたが、その後の状況はどのようになっているのでしょうか。

昨年4月～10月の18歳・19歳の消費者トラブルの状況について、国民生活センターがとりまとめました。○相談の傾向は次のとおりです。

1位「脱毛エステ」

- ・ 広告に掲載されていた施術を希望したが、高額なプランを勧められた
- ・ 体験後に強引に契約を迫られ、契約してしまった

2位「出会い系サイト・アプリ」

- ・ SNSで知り合った相手に出会い系サイトに誘われて高額な料金を請求された

3位「商品一般」

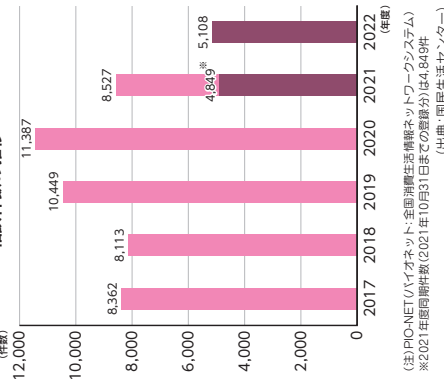
- ・ 自分宛てに身に覚えのない商品が届いた
- ・ 架空請求

詳しくはこちら



愛媛県消費生活センター
 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
 TEL: 089-912-2336

PIO-NET^(注1)における契約当事者が18歳・19歳の相談件数の推移



(注)PIO-NET(パイオネット)全国消費者生活情報ネットワーク(リンク先)
 ※2021年度毎半年別(2021年10月31日までの登録分)は4,049件
 (出典:国民生活センター)

○グラフの相談件数を2021年と2022年の同時期(4月～10月)で比較すると、わずかながら増加しています。

消費者トラブルは意外と身近なところに潜んでいます。

トラブル事例や注意点・対処法を知って、消費者トラブルに立ち向かいましょう!

●パンフレット「新成人よ消費者トラブルから身を守れ! オトナクエスト」

成年とは? 契約のこと、トラブル事例や対処法、クーリングオフ、消費者ホットライン188などロールプレイングゲーム形式で表現し、分かりやすく、親しみやすく紹介しています。

●動画

新成人向けと一般向けの動画を各2種類(15秒、2分)作成。1月から2月にかけてテレビCM、SNS広告などで放映。



パンフレット、動画は県のホームページからご覧になれます。▶



霊感商法による消費者トラブル

弁護士(愛媛弁護士会) 井上 雄基

1 いわゆる「霊感商法」とは

いわゆる「霊感商法」とは、単なる壺や印鑑・置き物などに、あたかも超自然的な霊力があるように、言葉たくみに思わせて、不当に高い値段で売り込む商法をいいます。

1978年頃から、国民生活センターや各地の消費生活センターに苦情が寄せられるようになり、1980年代からは社会問題化しています。

霊感商法は一般的な詐欺の手法とは異なり、人を動揺・狼狽させる、恐怖感を抱かせるなど正常な判断能力を奪ったうえで法外な支払をさせるのが特徴といえるでしょう。

2 霊感商法被害の実態

全国霊感商法対策弁護士連絡会の集計(HIP参照)によれば、被害総額については記録のある1987年以降で1987年に約184億円(2,647件、1件あたり約620万円)、1993年に約122億円(2,153件、1件あたり約560万円)など突出しており、2021年でも3億3153万円(47件、1件あたり約700万円)の被害相談事例が報告されています。件数こそ減少していますが、相談1件あたりの被害額は、1987年に約620万円、1993年に約560万円、2021年に700万円と、1件あたりの被害額が上昇しています。

また、相談の内容は、当初、印鑑(1989年:707件)、数珠(同年:236件)、壺(同年:461件)が53%を占めていたところ、2021年では、印鑑1件、数珠0件、壺1件と減少しており、物品販売から献金・ギフトし被害態が見えにくくなっていきます。

3 霊感商法についての法的責任

霊感商法についての法的責任に関しては、特定宗教団体の信者による物品販売行為について、不法行為であり、当該宗教団体及び関連会社に使用者責任があるとした判決があるほか(福岡地裁平成11年12月16日判決など)、刑事上の法的責任について、特定商取引法違反の罪で懲役刑を言い渡したこと(東京地裁平成21年11月10日判決。この判決では「相当高度な組織性が認められる」と判断されています。)など、民事、刑事の法的責任を認める判決もなされています。

4 霊感商法に対する対応

いわゆる霊感商法に関する財産的被害の回復については、民法上、詐欺・錯誤・強迫による取消(民法95条、96条。2020年3月31日までの契約について錯誤無効)、不法行為による損害賠償請求(民法709条、団体に対する使用者責任として715条)などが考えられます。

また、2018年改正による消費者契約法4条3項6号は、「当該消費者に対し、**霊感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力**による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事象が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。」により**困惑**し、それによって意思表示がされた場合の取消権を定めています。必ずしも救済の範囲が広がったというわけでもありません。

さらに、被害状況は被害者(訴訟になれば原告)が主張立証しなければならず、必ずしも訴訟のハードルが低いわけではありません。また、被害があまりに古い時期であれば、消滅時効(概ね1年から10年)や除斥期間(不法行為に基づく損害賠償の場合は行為の時から20年、消費者契約法に基づく取消の場合は契約締結時から5年)の問題もあります。

5 「救済法」について

2022年12月10日、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました(本年1月5日施行)。

この法律は、消費者契約法と相まって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として制定され(1条)、禁止行為(4条、6類型)のうち、霊感商法に特化した規定が「当該個人に対し、霊感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、**その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。**」というものです(4条6号。「困惑」の要件もあります。)

消費者契約法と比較すると、その不利益を回避するには「当該寄附をすることが必要不可欠」との限定が加えられていることなど、「救済法」との触れ込みに反して被害者救済手段として不十分であることが指摘されています。

霊感商法や献金の問題は、(正体を隠して接近し)個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況のもとで意思決定を余儀なくされる、というところに根幹があります。新法3条1号は配慮義務としてその点を明記していますが、この条項を「一筋の光明」として、信教の自由(憲法20条)とのバランスをとりながら被害者救済に向けた取り組みを進める必要があると思います。

6 被害に遭わないために

霊感商法は、対象者の不安等の原因を霊的な存在や先祖の因縁などと結びつけるところに特徴があります。何らかの問題を抱えていてもそれはさまざまな要因が背景にあり、「霊的なもの」や「因縁」だけを手当てすれば根本解決につながることはないはずですが、もしうまくいかなかったとしても、そのことを頭の片隅に置いておくだけで、冷静に問題解決の途を探ることができないのではないかと思います。

また、霊感商法の被害に遭っている本人はその認識がないことが多い(後ろめたさから秘密にしていることもある)ので、家族も本人の動静に気を配り、生活が質素になつたなどの異変に気付いたときには、いきなり否定せずよく話を聞いてあげることが必要かと思えます。

